

# 小熊町新生町 地区防災計画



令和5年1月策定(初版)

## 目 次

はじめに	1
1 小熊町新生町14自治会で抱える防災上の課題や現状	2
2 小熊町新生町地区防災計画の基本方針	4
3 計画の対象地区の範囲と概要	5
4 過去の災害	6
5 想定される災害の概要	7
6 災害に負けない防災体制	9
1) 地区住民の役割	9
2) 防災に関する組織の構築	9
3) コミュニティーの活性化	11
4) 要配慮者等の情報共有	11
各項の現状と改善点及び改善目標時期	12
7 減災まちづくり	13
1) 住民自らによる防災減災対策	13
防災・災害情報の積極的な収集	13
2) 防災マップの作成	14
3) 耐震対策等の支援	14
4) 自治会加入の促進	14
減災まちづくりの評価	15
8 住民への防災意識の啓発	16
1) 防災訓練の実施	16
2) 啓發文書作成配布	16
3) 各種団体を通じた啓発活動	17
9 災害時における行動	18
1) 小熊新生災害対策本部	18
構成、設置の基準	18
災害に対しての組織ごとの役割	20
2) 情報収集と伝達	21
3) 「無事です！タオル」による安否確認	22

＝資 料 編＝

小熊地区防災マップ

避難所・避難場所情報

防災備蓄倉庫

## はじめに

東日本大震災はじめ全国各地を毎年のように襲う豪雨災害など大規模かつ甚大な被害を及ぼす自然災害はいつどこで起きるかはわかりません。災害への備えをしないまま、あるいは災害発生時取るべき行動などを何も考えずに過ごしていて自分や家族、地域を守れるでしょうか？

大規模災害発生直後には、行政や消防、警察なども被災しかつ地域全体に甚大な被害が発生しているため十分な対応がとれない可能性があります。また生活基盤となるライフラインや交通網の寸断、物流の停止など大きな影響がでます。

過去に大きな被害を出した災害においては、被災者の救出や避難誘導などにおいて、地域ぐるみの協力体制が力を発揮し、「自助」「共助」の重要性が改めて認識されました。

平成25年の災害対策基本法の改正で、自助及び共助に関する規定がいくつか追加され、地域における共助による防災活動を推進する観点から、一定の地区内の居住者及び事業者(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」(平成26年4月1日施行)が創設されました。

「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」の心構えで地区住民や自主防災組織など地区全体で助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めて行かねばなりません。

小熊町新生町は、令和3及び4年度に内閣府の「地区防災計画作成モデル創出事業」の実施団体として選定され支援を受けながら、この地区での自主防災計画を策定しました。

この計画では、平常時からの備えや自助・共助を着実に実行するための啓発活動などを中心に策定しており、より実効性のある計画とするため見直し、修正を定期的にするとともに、今後は災害発生から復興期までの一連の取り組みも盛り込んでいきます。

令和5年1月

小熊町新生町自治委員会会長 大野木 真  
小熊新生防災会会長 疋田 一男

## 1 小熊町新生町14自治会で抱える防災上の課題や現状

### ◆自治会、教育・福祉等の関係者及び住民からの防災への取り組みに関する声

#### 1) 組織上の課題

自主防災組織	毎年構成員が代わり、継続的な連携が難しい。
各種団体の活用	年度ごとに防災への取り組みを周知する機会を持つてはどうか。
役割の分担	避難所の運営は誰が？人命救助は？要支援者の対応は？など現在は災害時などでの役割の分担が明確になっていない。
企業との連携	市では各企業と様々な形で協定や連携をしているが、自治会としても地元企業とこうした関わりを持つことはできないものか？
自治会加入率	自治会の加入率が年々下がってきている。

#### 2) 災害に備える上での課題

防災教育	防災会が関わりながら、小熊小学校では「命を守り切る訓練」を実施している。小学校と小熊保育園も連携して教育を行っている。このようなことを保護者や地区と共有できていない。参観日等に行い訓練を公開し保護者等にも参加してもらうのはどうか。
啓発活動の機会	家具転倒防止などの各自で取り組んでもらうことの周知機会を多く作らないといけない。 防災訓練も大事だが固い感じではなく、地区行事と一緒にいき、避難経路を確認しあうような催事が行えないか。
地域の実情の確認	ハザードマップの見方、避難場所など実際に知っているのかなど地域の実情を確認する必要がある。 危険箇所マップなどが整備されていないので取り組んではどうか。 AEDの設置場所など防災情報が一目でわかるものは作れないか。
ネットワークの活用	子ども会、PTAなど主に女性を中心として形成されているネットワークを活用して情報の周知や伝達に活かさないか。
民生委員との連携	災害時に要支援者などの対応にあたるのは民生委員の仕事で人員的にも大変なため応援体制を整えてはどうか。 住民が民生委員の仕事を学ぶ研修などの必要ではないか

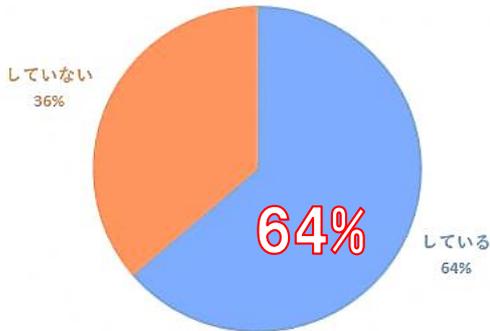
#### 3) その他の課題

女性の声を活かす	避難所の運営等は、男性が行いがちとなるが、衛生面や育児など男性では気づきにくい問題をしっかりとらえておかないといけない。
地道な活動の継続	「無事です！タオル」などの取り組みは地道に続け、防災意識の向上を図っていかないといけない。
自治会未加入等	自治会未加入や新たに住民となった世帯、独居世帯など地区の情報が届きづらい世帯への対応が大きな問題でどう巻き込んでいくか。 向こう三軒両隣が顔見知りとなり情報伝達できるようしないといけない。

◆ 小熊町住民防災意識アンケートから分かる現在の防災意識

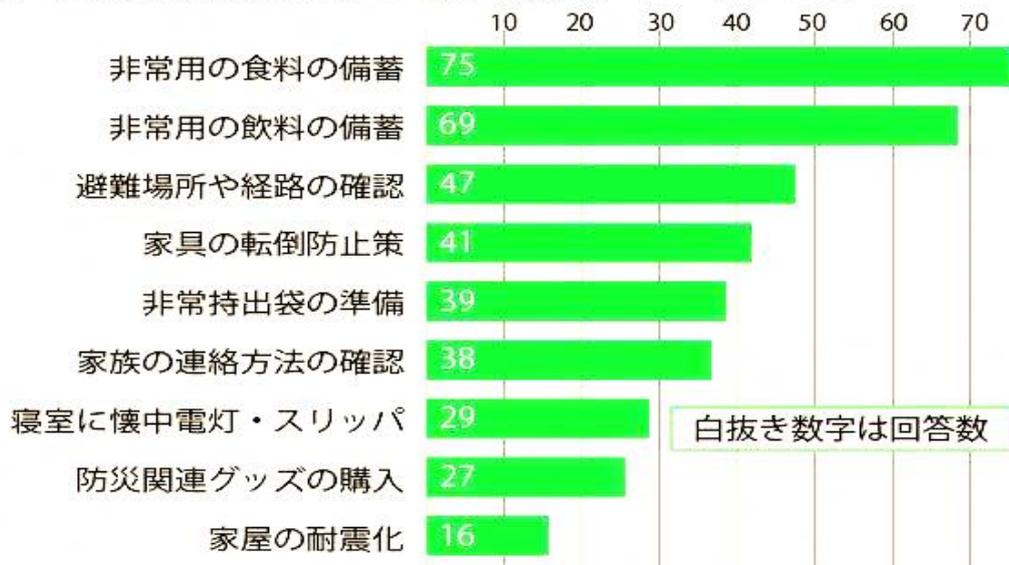
アンケート概要 令和4年7月から8月に行ったアンケート調査  
(web方式と紙方式併用・有効回答数157)

災害に備えて何か対策をしていますか？

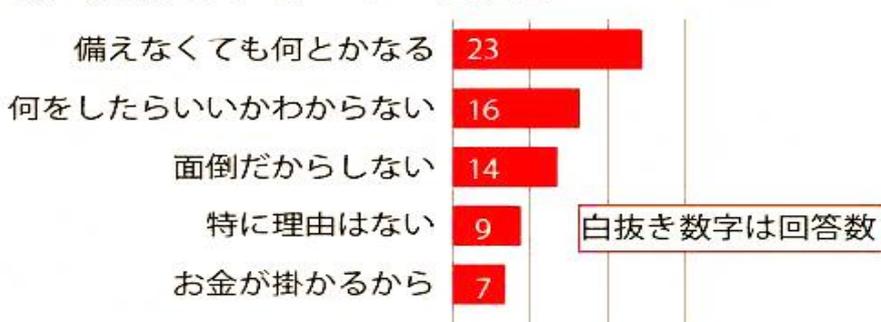


回答者年齢層	回答数・比率
20代以下	11(7%)
30代	30(19%)
40代	35(22%)
50代	23(15%)
60代	28(18%)
70代以上	30(19%)

Q) どんな対策を行っていますか？ (複数回答)



Q) 対策をしていない理由は？ (複数回答)



小熊町全体での取り組み「無事です！タオル」の認知度

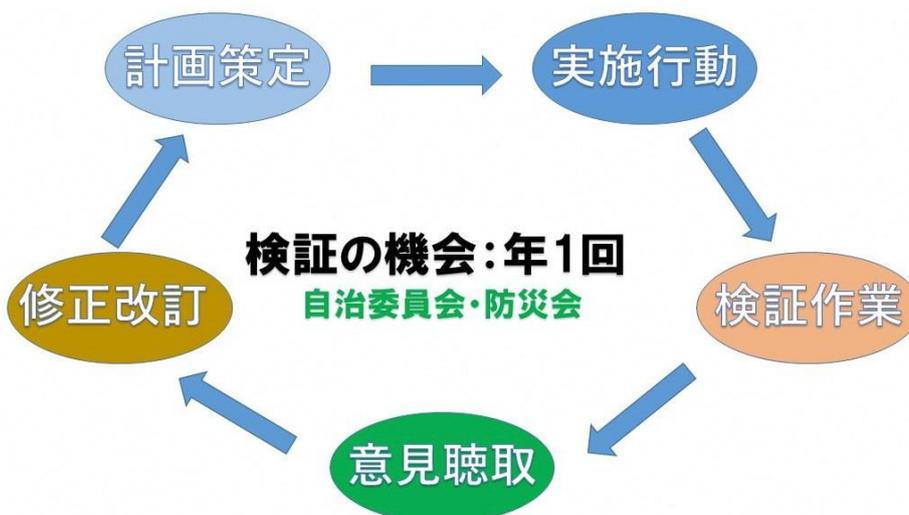
知っている 90.4%

## 2 小熊町新生町地区防災計画の基本方針

地区防災計画の作成にあたり、自治会運営経験者、教育福祉関係者、防災防犯経験者、一般住民の代表による意見を反映し、以下の基本方針を定め、住民、自治委員会、コミュニティセンター、地区・企業が一体となって地区の防災・減災に取り組んでいく。

基本方針1	災害に負けない防災体制づくり	住民の役割 防災に関する組織 コミュニティの活性化 要配慮者等の情報共有
基本方針2	減災まちづくり	住民自らによる防災減災対策 防災マップの作成 耐震対策の支援 自治会加入の促進
基本方針3	住民への防災意識の啓発	防災訓練の実施 啓発文書作成配布 各種団体を通じた啓発活動

次年度以降、地区防災計画の実効性を高めるため、活動し、検証を行い、再度地域の声を聞きながら自治委員会と防災会が中心となり、修正・改訂を繰り返し行っていく。



計画内容の修正・改訂の作業には、行政や専門家の意見・指摘も踏まえ、多様な意見を反映できるよう、各種団体・女性・要配慮者及び関係者・地域企業等にも参画を求めて行う。

### 3 計画の対象地区の範囲と概要

#### 1) 対象地区の概要

計画の対象となる地区は小熊町新生町14自治会とする。ただし、自治会加入世帯のみを対象としているのではなく未加入も含め小熊町・新生町の全ての住民を対象とする。

◆小熊町新生町14自治会（上段:自治会名、下段:自治会加入世帯数(令和4年11月27日報告より)）

東向 62	西向 38	仲山 43	下山 118	天王 152
外栗野 105	内栗野 41	新栗野 128	川口 77	島 317
江頭 45	東小熊 102	相田 23	新生町 120	(自治会加入) 1,371

#### 2) 自然的特性

小熊町新生町は、羽島市北西部に位置し、地区内を水田150ha、畑3haほどが占める田園地帯である。海拔6m程度の平坦な地形が大きく広がり、西側に地区を取り巻くように堤防状の旧街道があり、その街道沿いの一部の地区は海拔10m前後で連なる。

西に長良川、北に境川、南に逆川(羽島用水)、中央部水田地帯に幾本もの農業用排水路が引かれている。長良川左岸堤防道路はおよそ海拔14mほどの高さで連なり、国土交通省や羽島用水土地改良区の大型排水機場を地区内に複数擁しており市内の排水経路の末端となっている。

水田に水が張られる時期には地盤及び用水路には相当量の水を含んだ地域と言える。

#### 3) 社会的特性

(人口)

人口は2,279世帯、5,587人(令和4年11月1日羽島市町別人口世帯集計)となっており、前出の対象地区概要の自治会加入世帯数からみるとおよそ60%の世帯が自治会に加入している。10年前平成24年時点では、人口6,019人、2,071世帯(羽島市統計書より)であったことから世帯数は増えているが人口は減っているのが現状である。

(生活)

地区内の商業施設はそのほとんどが島地区に集中しており日常の生活物資等の調達には地区外へ出ることが比較的多い。

南北方向に主要な県道が延び、地区外へのアクセスは車両を使えば非常に良いが、公共交通機関はほとんどなく、コミュニティバス(西・はしまわる線)が右回り左回り合わせて6本運行しているのみである。

名鉄竹鼻線が地区内最南部を通過し竹鼻駅があるが小熊地区からのアクセスは極めて悪い状況である。

## 4 過去の災害

### 1) 水害等

明治29年	7月	豪雨により洪水、木曾川堤決壊	羽島市内死者11名、864棟倒壊、348棟流出、浸水3,529棟
	9月	総雨量868mm、長良川の閘門損傷	小熊一帯が浸水
昭和36年	6月	台風6号 境川が氾濫 西小熊で堤防の1/3崩れる	江頭・島・内栗野・川口・新生町で床上浸水計63棟
昭和51年	9月	台風17号 長良川決壊(安八町)	逆川氾濫 島・新生町 床上浸水、羽島市民病院が孤立
その他の記録 以下の年に大きな洪水があったことが記録として残る 1586年、1701年、1798年、1887年(明治20年)、1931年(昭和6年)			

### 2) 地震

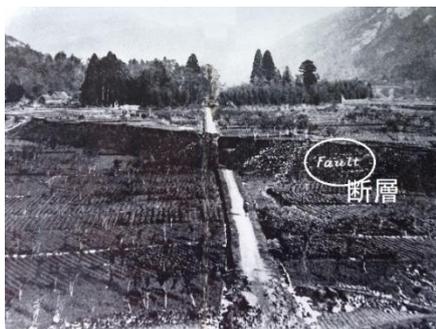
濃尾地震 発生:明治24年10月28日午前6時38分 震源地:本巢市根尾

マグニチュード8.0で震源の根尾では地面が6m縦方向にズレたと言われている。

死者全国で7,273人、完全に壊れたり燃えた家屋が14万戸以上。

羽島市内の被害、死者580人、ケガ802人と記録されており、家はそのほとんどが壊れ竹鼻では大きな火災が発生。

記録によれば現在の小熊町にあたる東小熊・西小熊・川森・島では、当時の人口3,500人位、死者38人、ケガ76人、建物はほとんどがなくなった記録されている。



震源地の様子



倒壊した八剣神社

東南海地震 発生:昭和19年12月7日午後1時30分頃 震源地:熊野灘

マグニチュード8.0であったが、当時は第二次世界大戦中で、地震の発生自体秘密扱いとされ調査が不十分で、なおかつ 報道規制もあり状況が分らなかった。

震源に近い三重県尾鷲付近では9mの津波があったとの記録もある。

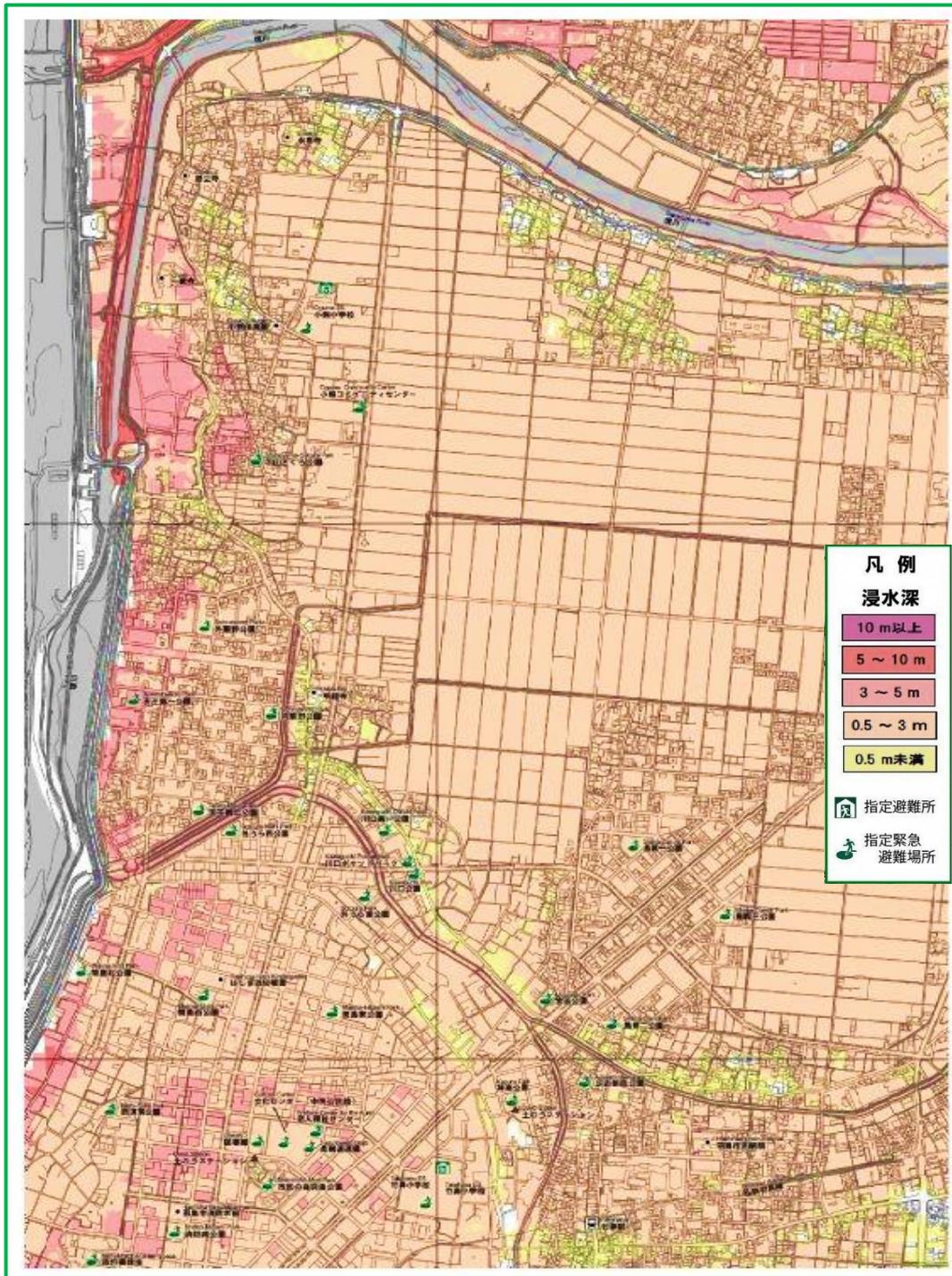
小熊町史によれば、小熊町新生町で、全壊家屋13戸、半壊家屋5戸、負傷者1名と記録されている。

## 5 想定される災害

### 1) 風水害

この地区は、海拔6m程度の平坦な部分が多く、県などにより河川改修及び排水機の増改設等対策が進んではいるが、近年の局地的豪雨の頻発等から、水害の発生が予想される。地区ごとの浸水深等は市発行のハザードマップ等により事前の確認が必要である。(下図:長良川編 L1 )

台風による被害は沿海地域に比べ軽微であるが、伊勢湾台風のような大型台風が接近、通過する場合は相当規模の被害の発生が予想される。



浸水想定 L1(想定雨量:長良川流域の12時間総雨量243mm)

## 2) 地震

### ①海溝型地震

南海トラフ巨大地震により震度6弱の揺れが襲うと想定される。建物においては揺れのみならず液状化で多数の家屋に被害が出ると想定される。

### ②内陸直下型地震

養老-桑名-四日市断層帯においては震度6強、阿寺断層系、跡津川断層地震においては震度5強と想定され、液状化により相当数の建物被害が出ると想定される。

## 【参考資料】

### 羽島市の被害想定

※羽島市地域防災計画より抜粋

南海トラフ巨大地震(マグニチュード9.0 震度6弱)			
建物被害	揺れによる全壊	317棟	半壊 2,157棟
	液状化による全壊	1,534棟	半壊 2,392棟
人的被害	死者 20人 負傷者 488人(うち重傷者35人) 要救出者 70人 避難者(建物被害等) 7,341人 帰宅困難者 243人		

養老-桑名-四日市断層帯地震(マグニチュード7.7 震度6強)			
建物被害	揺れによる全壊	2,138棟	半壊 4,803棟
	液状化による全壊	1,499棟	半壊 2,336棟
人的被害	死者 136人 負傷者 1,360人(うち重傷者238人) 要救出者 474人 避難者(建物被害等) 12,880人		

その他の内陸直下型地震で想定される地震規模		
阿寺断層系地震	マグニチュード7.9	震度5弱～5強
跡津川断層地震	マグニチュード7.8	震度5弱～5強
高山-大原断層帯地震	マグニチュード7.6	震度5弱
上記地震では、揺れによる全壊は見込んでいないが、液状化により相当数の被害を想定		

### 3) その他(大規模火災)

大型車両の通行が困難なほどの道幅で隣接する木造住宅密集地が多く、他の町で発生した多数の家屋の焼失、鎮火までに数十時間を費やすような大火の発生が危惧される。

地区住民のかけがえのない命と貴重な財産を守るため、日ごろから火災予防には最大限の注意が必要。

## 6 災害に負けない防災体制

### 1) 地区住民の役割

- ① 自らの命、身は自分で守る(自助)と自分たちのまちは自分たちで守る(共助)の意識を持って、防災訓練などの関連行事に積極的に参加し、災害に強い地区の実現に寄与していく。
- ② 災害への備えを行い、家屋や周辺環境の整備に努め安全性を確保し、最低3日分の食料・飲料、生活必需品の備蓄をするなどして自助の取り組みを行う。
- ③ 災害時には、自らの安全が確保出来たら地区住民と協力し、初期消火、救護、要支援者等への協力など各種の活動(共助)の取り組みを行う。

### 2) 防災に関する組織の構築

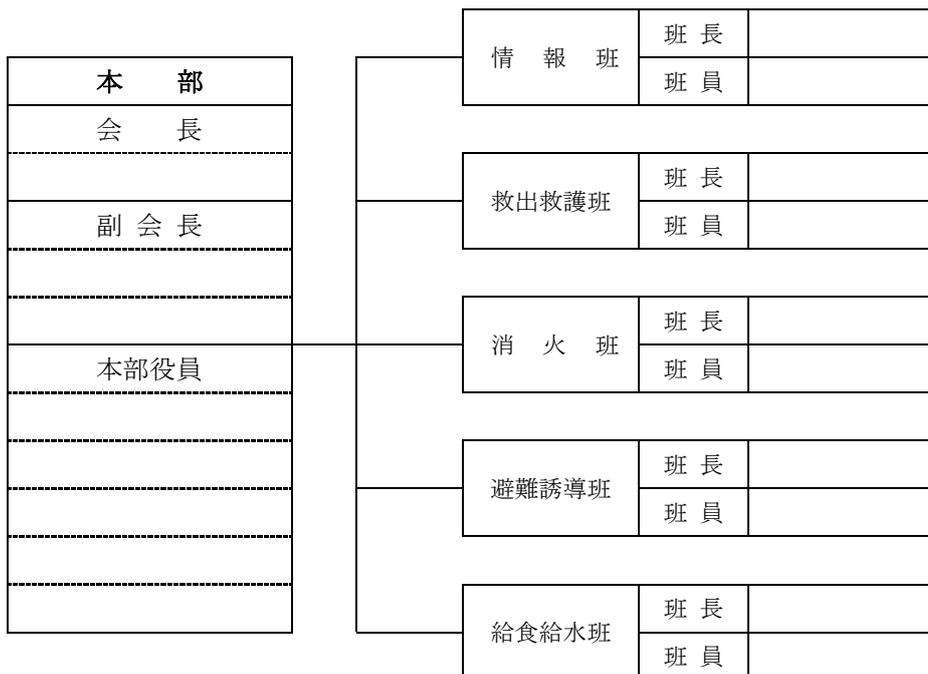
過去の災害において、9割以上の方が、自力または家族、隣人などによって倒壊した家屋の下などから救出されている。大規模な災害では、行政の救助や支援が届くまでには相当の時間が掛かるため「自助」「共助」に基づいた防災活動が重要となる。

#### ① 自主防災組織

自治会ごとに自主防災組織を組織し、「自助」「共助」の体制を強化する。

自主防災組織の主な活動	
平常時の活動	災害時の活動
災害に備えるための活動	情報収集・伝達活動
被害を軽減するための活動	被害を軽減するための活動
災害時の活動の習得	避難誘導活動
普及・啓発活動	給食給水活動

#### 【例】自主防災組織の構成図(羽島市提唱型)



自治委員並びに自治会執行部役員がそのまま本部組織を構成する 경우가多いが、自主防災組織の要員として独自に人選し継続して任にあたることが望ましい。

情報班等の組織は地区の実情に合わせて編成し、小熊町新生町自治委員会並びに防災会等と協議し専門的な知識等を習得していく機会を持つことが望ましい。

### ②小熊新生防災会

羽島市防災コーディネーターの認定を受け、防災士資格を有する者または同等の知識を有すると認められた者で組織された防災会を小熊コミュニティセンターに設置する。

平常時においては、自治会、コミュニティセンターと協働で防災・減災に関する啓発活動を行う。地区の防災訓練を主催、啓発資料の配布などに努めこの計画においては最も主体的な役割を果たさなければならない。

災害発生時においては、避難所の開設直後の運営をはじめとして地域住民のリーダー的役割を果たすなど重要な役割を担う。各自治会の自主防災組織との緊密な関係を構築し、自治組織単位での防災活動に助言をするなどの支援を行うものとする。

羽島市役所、羽島市防災研究会等の防災関連団体と連携を密にし、常に災害関連情報、技能の習得に努め、住民への啓発・広報活動を行っていく。

この計画の実施、検証等には自治委員会と共にその主体として作業にあたる。

### ③消防分団、水防分団

羽島市消防団小熊分団、羽島市水防団小熊分団は災害発生時には行政等の要請により住民の安全確保や周辺の整備などの任に就くが、平時においては自治委員会、コミュニティセンター等との協働活動において災害への備え、関連技能の普及などを務める。



### 3) コミュニティーの活性化

#### ①活動への参加者の発掘と養成

- ・コミュニティセンターを中心に行う活動を効率的に広報し、催事への参加率の向上を図る。ホームページやSNSを活用し情報が手にとりやすいよう取り組む。
- ・子ども会、老人会など世代別の活動だけでなく、各世代が入り混じって活動し次世代の子どもたちの育成にも役立つ催事の開催。
- ・催事の参加を決して強要しないことが重要であり、特に女性や若者にソフトに訴えかけ、地道に地域の輪を広げていく。
- ・こうした活動に参加した人から、口コミで催事の楽しさを伝えてもらう試みをする。主催者の声より参加者の声の方が有効的である。

→ こうして新たに集った人から、次の地区のリーダー的な人材を発掘し養成を行う。

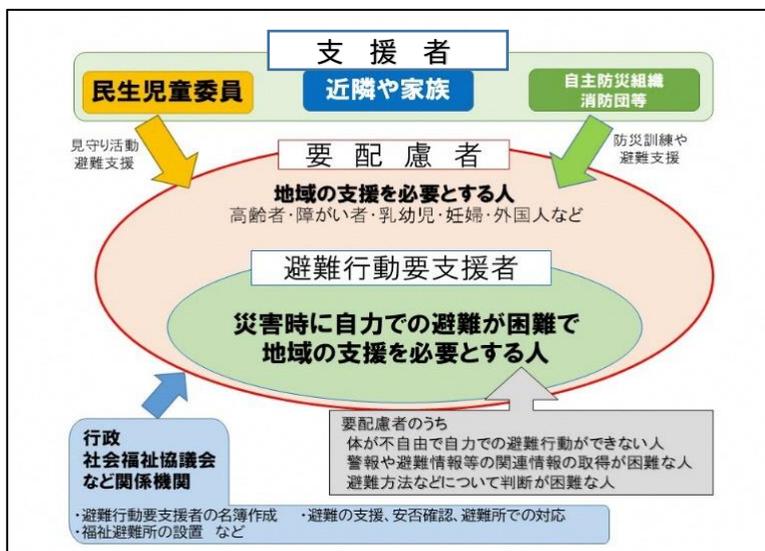
#### ②活動主体の相互連携

- ・コミュニティセンター加盟の各種団体や文化サークル間で連携しやすい環境を作る。団体相互間で役員会等へのオブザーバーとして参加するなどの相互理解を深めるとともに団体間をつなぐコーディネーター的人材の育成をする。
- ・連携する団体の活動に相乗りをして参加した人が別の団体の活動への興味を起させる。

### 4) 要配慮者等の情報共有

災害対策基本法では、避難行動要支援者に関しては、平成25年の法改正で避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、名簿の情報が本人の同意があれば民生委員はじめ自主防災組織など避難支援等関係者への提供が可能になっている。

令和3年より要配慮者、避難行動要支援者に対しては個別の避難計画の作成が努力義務となっている。個別の計画作成については民生委員によりその作成を行うが、出来る限り早期に作成することが望ましい。



民生委員の受け持ち数から避難行動要支援者等の避難行動の支援には、自主防災組織や近隣住民の協力が不可欠である。その応援活動に関する取り決めなどのマニュアルを定めておく必要がある。

◆各項目の現状と改善点及び改善目標時期

※ ○ ほぼ達成 △ 問題点あり × 未達成又は未着手

項目	現状	要改善点	改善目標
自主防災組織	○	構成員の代替わりによる脆弱性の回避。 防災関連知識の研修の機会の設定。	令和5年11月迄 改善計画策定
		活動の主体:自治委員会、防災会	
避難場所の設定	△	一時避難場所等が未決の自治組織があり、自治会内での協議を要する。	令和5年11月迄 協議、報告する
		活動の主体:各自主防災組織	
防災会	○	活動計画等が場当たり的であるため、自治会等と協議し年間啓発計画の策定が必要。	令和4年度中に 策定し公開する
		活動の主体:防災会	
組織ごとの連携	△	運営会議等で相互の活動予定はある程度把握しているが、協力体制は構築されていない。	令和5年度中に 基本指針決定
		活動の主体:小熊コミュニティセンター、自治委員会、各団体	
コミュニティー 活性化への取組み	×	自治会加入率の低下の防止策が十分に講じていない。	令和5年11月迄 改善計画策定
		活動の主体:自治委員会、小熊コミュニティセンター	
活動主体の連携	×	文化サークル団体の活動がコロナの影響で停滞中。連携に向けた協議が必要。	令和5年度中に 基本指針決定
		活動の主体:小熊コミュニティセンター	
情報周知の研修	△	令和4年度防災訓練と民生委員研修でのみ実施。広く研修を開催することが望ましい。	令和5年5月迄 啓発計画策定
		活動の主体:防災会、自治委員会、小熊コミュニティセンター	
発災直前における 広報活動	×	情報収集から広報活動までの一連の手順や手段等のマニュアルが未整備。	令和5年6月迄 マニュアル作成
		活動の主体:自治委員会、防災会、小熊コミュニティセンター	
要配慮者対策	×	個別避難計画作成未着手。情報共有に向けた協議等の共有の仕組みの構築が急務。	令和5年11月迄 マニュアル作成
		活動の主体:民生委員、社会福祉協議会、自治委員会、防災会	

※策定、作成の目標時期までに協議を行い、内容を文書にて自治委員会等関係各所に報告を行う。

## 7 減災まちづくり

### 1-1) 住民自らによる防災減災対策

「災害対策基本法」では「住民の責務」という厳しい言葉を使って自らの災害への備えや防災活動を行うことが住民の責務であるとされており、過去に甚大な被害をもたらした災害において、行政の避難勧告や避難指示の発令が遅れたために被害が増大したのではないかと議論された例もある。これは行政のみに責任があるのではなく、住民が自発的に災害情報を集めて、安全な場所に避難をするなど、身の安全を確保しなければならないという側面もある。

#### ① 災害時に備えた食料・飲料の備蓄

電気や水道、ガスなどのライフラインが止まった時に備え、適切な量の保存可能な食料や飲料水の備蓄を行う。大規模な災害に備え、1週間分の備蓄をするのが望ましいが、最低でも3日程度は準備しておく。

飲料水とは別にトイレを流したりするための生活用水も忘れてはいけない。風呂に水を張ったままにしておくなどの対策が必要である。

#### ② 避難に備えて非常持ち出しを準備しておく

非常時に持ち出すものをあらかじめリュックサックなどにまとめておき、すぐに持ち出せるようにしておく。

準備するものは、世帯や個人の事情により異なるため、「小熊新生防災減災ハンドブック」などを参考にして詰めておく。

#### ③ ハザードマップや避難場所及びその経路などの確認作業

災害が起きた時に慌てず行動するために、羽島市が配布したハザードマップや県のホームページ等で被害想定を確認し、避難場所やそこまでの経路を必ず事前に確認。また、家族との連絡方法、待ち合わせ・集合場所なども事前に協議しておく。

#### ④ 家具の転倒防止などの耐震対策

地震の揺れに備えて家具などの転倒防止策を施し、寝室にはなるべく家具を置かないようにし、置く場合でも背の低い家具を置き、倒れた時の出入り口を塞がない工夫が必要。

### 1-2) 防災・災害情報の積極的な収集

#### ① 中核となる組織は常に最新の情報を収集する

自治委員会、コミュニティセンター、防災会は災害の発生が危惧される段階においては常に最新の情報の収集を行い、住民への正しい情報の伝達ができる体制を構築しておく。

#### ② 住民も自らが災害危険情報の収集を行う

各自の持つスマートフォンなどの通信手段やテレビ・ラジオ以外からの情報収集が出来るよう日ごろからアプリケーションの入手や情報のある場所へのアクセスを試みながら準備する。

複数の手段により情報を収集し、噂やインターネット上にある不確かな情報の惑わされることなく正しい情報を得ることに努める。

## 2) 防災マップの作成

災害に備えることのうち、この町の状況を知り、災害対策と併せて記録として残す必要があるため、防災マップの作成を行う。

羽島市指定避難所となる小熊小学校体育館付近はもとより、各指定緊急避難場所、一時避難場所までの経路上の危険個所の洗い出し作業を「防災まち歩き」として定期的に行う。

この作業には、防災会があたる。それに加えて校区子ども会、老人クラブ等も参加して行う。特に子ども会においては小熊小学校での「命を守り切る訓練」と併せて児童の防災教育として活用を行う。

防災まち歩きは、関係団体が時期設定を協議し、年に一度開催を目標に実施し、得られた危険個所等の情報は防災会が地図への落とし込み作業を行う。

地図の改訂を行ったときは、地区防災計画内の防災マップの差し替え作業を行うとともに回覧板等の手段により住民へ伝達を行う。

## 3) 耐震対策等の支援

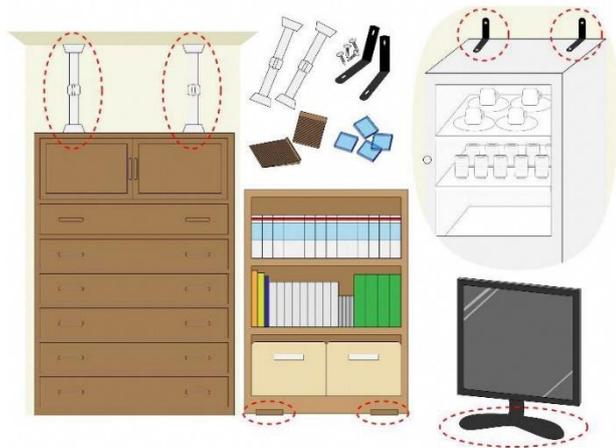
高齢者や独居老人世帯などを対象に地震災害に備えた家具の転倒防止措置を希望者に対して民生委員、自治委員会、防災会が中心となり施していく。

転倒防止策施工に併せて宅内での危険個所の調査を行い、居住者の対応できる範囲で改善を提案していく。

耐震化作業中に、民生委員が中心となり対象者へのヒヤリングを行うなどして、要配慮者等の個別避難計画の作成をこの時同時に行っていく。

市販の転倒防止具を設置している世帯の場合、設置方法が間違っている場合もあるため 使用状況のチェックや指導が必要。

高齢者等世帯への設置活動の経費の確保策は未定であるため自治会、防災会、社会福祉協議会等で実現に向けた検討を行う。



## 4) 自治会加入の促進

小熊地区のみならず、自治会への加入率が年々下がってきている。自治委員会では加入の促進を図ってはいるが、捗々しくない。

防災に関することをきっかけに新たに居住することになる世帯や既存の世帯に対して加入の働きかけを行う。

「無事です！タオル」等の小熊地区での防災に係る取り組みを紹介しながらお互いの顔の見えるお付き合いから加入率の向上を狙っていく。

◆減災まちづくりの評価

項目	現状	要改善点	改善目標
住民の防災対策	△	令和4年夏に実施した防災意識調査で35%の世帯が防災に取り組んでいないことが判明。	令和5年11月迄80%が取り組みをするように啓発
	啓発活動の主体:防災会		
対策をしない人の意識	×	令和4年夏に実施した防災意識調査で、半数近くが何もしなくても何とかできると考えていることが判明。	令和5年度の啓発目標として取り組む
	啓発活動の主体:防災会		
備蓄品の保有量	△	令和4年夏に実施した防災意識調査で70%の世帯が防災備蓄の必要量を3日程度で良いと考えている。意識と実際の備蓄が1週間となるよう啓発が必要。	令和5年度の啓発目標として取り組む
	啓発活動の主体:防災会		
はしメール等の情報登録者	△	令和4年夏に実施した防災意識調査で半数ほどしかメール登録やアプリのインストールをしていない。	令和5年11月迄全員が登録することを旨す
	行動の主体:自治委員会、防災会、小熊コミュニティセンター		
防災マップの作成	△	令和4年夏以降、防災会と子ども会合同でまち歩きを実施したが全地区で行っていない。	令和5年度中に空白区を埋める活動を継続する
	行動の主体:防災会、校区子ども会、自治委員会		
耐震化支援策	×	現在まったく未着手の分野。活動の基本計画から作成を要する。	令和5年度中に基本計画策定受付開始
	行動の主体:民生委員、防災会、自治委員会、各団体		

啓発活動では、単に薦めるだけではなく、備蓄の場合であれば「ローリングストック」などの無理のない備蓄方法も併せて紹介しながら啓発していく。



## 8 住民への防災意識の啓発

### 1) 防災訓練の実施

小熊町新生町地区防災訓練を最低年1回実施、自治委員会、コミュニティセンターと防災会の共催で行う。3年に1度行われる羽島市総合防災訓練にあたる年においては同日に市の訓練に加えて独自の訓練を行う。

訓練内容の企画は防災会が主体となり自治委員会並びにコミュニティセンターと協議して決定をする。災害に備える実技技能訓練、関連知識の習得の機会となるものを行う。

「無事です！タオル」による安否確認は防災訓練実施に併せて毎回行い、特に地震災害発災時において住民の安否確認手段として機能するよう啓発に努める。

各自治組織においても、独自の訓練催事の実施を促し、全体訓練で行う内容の補足やその地区の実情に合わせた内容で行うことが望ましい。この企画運営にあつては、自治委員会が奨励し、防災会が助言を行い資機材等の調達代行も行うなどの支援をする。

#### 防災訓練の概ねのスケジュール

午前7時	発災通知	広報はしまにて告知	各家庭でシェイクアウト 無事です！タオル
		自主防災組織巡回	安否確認
午前8時30分		小熊小学校集合	安否状況報告 防災訓練開始 (訓練内容企画:防災会)
午前11時30分			訓練終了 解散

現在の防災訓練で取り組んでいるもの	今後の訓練に取り入れていくもの
安否確認訓練「無事です！タオル」	情報連絡訓練
地震体験車試乗	応急救護・搬送訓練
消火栓放水訓練	初期消火訓練
流水時歩行訓練	炊き出し訓練
避難所開設訓練	図上シミュレーション訓練
AED・救急救命講習	給水車による応急給水
煙道通過訓練	
土嚢作成・積み上げ訓練	

### 2) 啓発文書作成配布

防災・減災に関する情報を季刊として年4回発行する。配布方法は配布月の1回目の回覧により各班巡回を行うと共に各自治組織掲示板に貼付ける。小熊コミュニティセンター並びに防災会ホームページにも掲載する。

配布文書の写しを希望する場合は、コミュニティセンターで配布も行う。

文書の作成編集は防災会が行い、災害の一般的な心得や行政等からの情報、地区での防災関連情報などを記載する。

2年に一度「防災減災ハンドブック」や「小熊町新生町地区のハザードマップ」を作成し、全戸配布を行う。

啓發文書の種類	発行	配布方法等
おぐま防災(仮称)	5月、8月、11月、2月	回覧板にて閲覧、希望者にコピー
防災ハンドブック	2年に一度発行	自治会加盟世帯の全戸配布
地区防災計画	改訂ごとに抜粋版発行	自治会加盟世帯の全戸配布

### 3) 各種団体を通じた啓発活動

コミュニティセンター運営委員会に属する団体、コミュニティセンターを会場に活動する各サークル活動団体において年1回の防災講座を実施する。

団体のうち、老人クラブのように会員が自治組織ごとに相当数在籍するものにあつては、自治組織単位での講座開催が望ましい。

対象とする団体	
民生児童委員	老人クラブ連合会
交通安全小熊支部	校区子ども会
知風の里ネットワーク	体育推進会
青少年育成会	スポーツ少年団
各種文化サークル	

コミュニティセンターの催事において防災会が啓発活動をおこなう

7月	ふれあい夏祭り(小熊小学校運動場)
12月	ふれあい広場(小熊コミュニティセンター)
3月	町民文化祭・知風まつり(小熊小学校体育館)

### 概ねの年間計画

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防災訓練	羽島市総合防災訓練日程に準拠し開催、別に小規模催事も設定											
啓發文書		○			○			○			○	
啓発催事				○					○			○
防災まち歩き					○	○	○					
団体向け 防災講座	○	○	○							○		

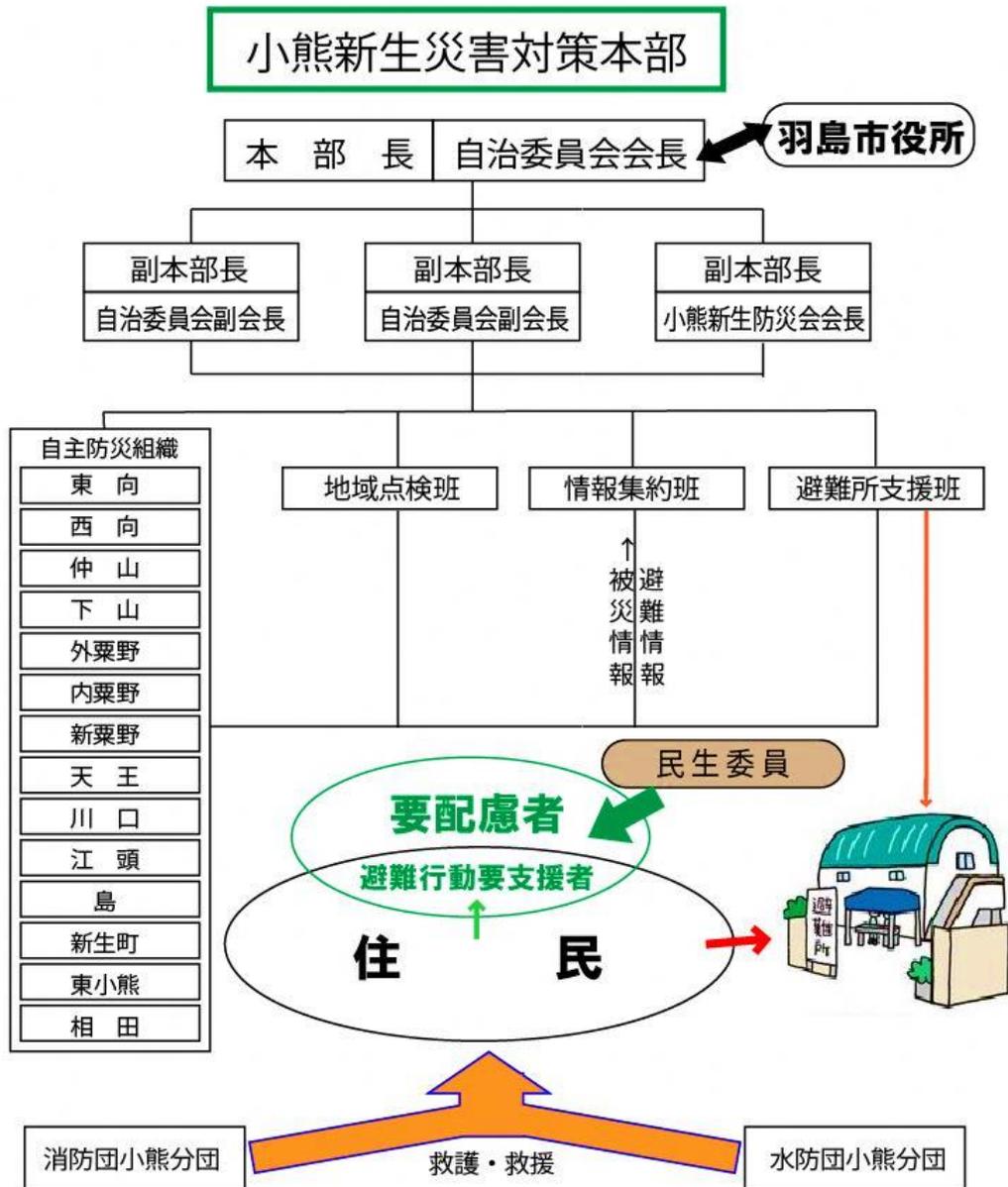
## 9 災害時における行動

### 1) 小熊新生災害対策本部

設置場所： 小熊コミュニティセンター（開設が困難な場合： 小熊小学校体育館）

#### ①構成

役 職	災 害 時 役 割
下段:その任に就く者	
<b>本 部 長</b>	対策本部を統括し市の対策本部等の連携を図る
自治委員会会長	
<b>副本部長(3名)</b>	本部長を補佐し、不在時にはその任にあたる  ※防災会会長:情報収集班のサポート
自治委員会副会長2名 防災会会長	
<b>情報集約班</b>	被災状況の把握 避難状況の把握 情報収集活動 備蓄資機材の管理 行政との連絡調整
統括:小熊コミュニティセンター館長	
小熊コミュニティセンター職員 防災会2名	
<b>避難所支援班</b>	市が避難所を設置した場合に開設準備にあたる 開設当初の運営及び環境整備 救援支援物資の配布
自主防災組織リーダー 防災会	
<b>地域点検班</b>	地区内の被災状況の把握 被災個所の通行止め等の応急処理 防犯パトロール
交通安全小熊支部	
その他構成員	災害の規模等に応じ自主防災組織から要員を補充する



②設置の基準

【地震災害】

震度5弱以上の地震が発生した場合

※但し、震度4以下でも本部長が必要と判断した時、羽島市が避難所を開設、災害対策本部を立ち上げた場合には設置を行う。

【風水害】

周辺状況から本部長が必要と判断した時、羽島市が避難所を開設した場合  
本部長判断の目安: 高齢者等避難(警戒レベル3)が発令された場合

【大規模火災】

周辺状況から本部長が必要と判断した時

◆災害に対しての組織ごとの役割

対象となる組織等	平常時	発災直前	発災以降
災害対策本部		開設準備	行政との連携 情報収集 避難所運営支援 被災者支援
自治委員会	防災訓練の実施 防災に関する啓発 要配慮者等の把握	情報収集 各種情報の伝達	
各自主防災組織	防災訓練へ参加 管轄内の啓発活動 避難場所等の整備 要配慮者等の把握	情報収集 情報の伝達 要配慮者等の避難支援	住民の安否確認 避難誘導 被災者支援
情報集約班 (小熊コミュニティセンター)	催事のサポート	情報の集約 本部開設準備支援	被災状況の把握 避難状況の把握 情報収集活動 備蓄資機材の管理 行政との連絡調整
地域点検班	道路状況等の点検	河川水位などの確認	地区内の被災状況の把握 被災個所の通行止め等 の応急処理 防犯パトロール
避難所支援班 (防災会)	防災訓練の企画 防災啓発活動 防災まち歩き	情報収集	避難所運営支援
民生委員	個別避難計画作成 自治委員会等と協議	要配慮者等の避難支援	被対象者の安否確認
消防団小熊分団	防災啓発活動	警戒行動	災害対応
水防団小熊分団	防災啓発活動	河川水位等の監視 警戒行動	災害対応
一般住民	備蓄の整備 耐震対策 避難場所等の確認	避難準備 高齢者等は避難開始 近隣への声掛け	近隣との助け合い 救護・救援 初期消火

## 2) 情報収集と伝達

### ① 情報収集手段

災害全般情報	情報の入手方法	テレビ、ラジオ、広報はしま、はしメール、エリアメール キキクル等防災関連のサイト ※SNS(情報の内容は要精査)
	収集内容(地震)	地震の規模・震度情報 各地の被災状況 周辺の交通情報、道路状況
	収集内容(水害)	気象情報(台風進路、低気圧、線状降水帯など) 現在の雨量・川の水位 上流地域の雨量 今後の降雨量等の見込み

地区内の情報	情報収集担当	自主防災組織、自治委員会、民生委員
	収集内容(地震)	住民安否情報、避難情報 倒壊家屋等の被災状況 道路の状況
	収集内容(水害)	住民安否情報、避難情報 周辺の中小河川の水位 住宅等への浸水情報

### ② 伝達方法

住民への伝達手段として使用可能なもの

- ・小熊コミュニティセンター公式ラインアカウント(登録者:63名 令和5年1月現在)
- ・電子メールのメーリングリストの作成による情報提供
- ・青パトを巡回させての広報活動(現在運用の規定がない)
- ・伝令方式:自主防災組織担当者による自転車若しくは徒歩による巡回
- ・アマチュア無線:外部との通信には有効、地区内では利用度が低い



### 3)「無事です！タオル」による安否確認

災害発生時に、住民は家族の安全が確認出来たら周囲にその世帯が無事であることを伝えるため、外部より現認しやすい場所(門扉、郵便受け、ガレージ等)にタオルを掲げる。

自主防災組織、班長等が住民の安否確認を行う際、このタオルの掲げてある世帯は自らが無事を伝えているとして掲げていない世帯を優先して確認作業を行う。

安否確認情報を災害対策本部へ連絡する際は、タオル確認件数、訪問確認件数として報告を行う。

この活動を「無事です！タオル」運動と称して、地区で行う防災訓練の訓練開始の告知の後、外部より見やすく掲げることを実践し、 小熊新生地区の統一方式として継続的に訓練で行うものとする。

新たに住民となる世帯には、自治会入会の手続き時に説明を行い理解し取り組んでもらう。

自治会加入世帯には、すでに黄色の「無事です」の文字が入ったタオルを配布済みであるが、経年劣化等で傷みが生じた場合、世帯で保有するタオルで代用する。



「無事です！タオル」の掲示例

令和4年に実施した防災訓練時における、「無事です！タオル」の掲示率は、14自治会合計で6月実施時で60.6%、11月実施時で56.4%となっている。これは、コロナ感染拡大を防ぐため、会場における防災訓練を自主防災組織リーダーに限定した形式で行ったことから住民が防災訓練を実施しているという認識が薄かったものとも考えられる。

一方、住民防災意識調査における、「無事です！タオル」の認知度は90%を超えており、災害発生時に有効に機能すると期待できる。

## 【 資料編 】

### = 小熊新生地区防災マップ =

- 1 小熊小学校周辺…………… 資料1
- 2 天王・栗野・川口地区 …… 資料2
- 3 江頭・島・新生町 …… 資料3
- 4 東小熊・相田地区…………… 資料4

### = 小熊地区内避難所・避難場所情報 =

- 避難所・避難場所 一覧 …… 資料5
- 避難所・避難場所 概要 …… 資料6

### = 防災備蓄倉庫 =

(小熊小学校体育館前設置)

- 倉庫内容物一覧表 …… 資料7



Eimeiji  
• 永明寺

Onritsuji  
• 恩立寺

東向公民館

北側住居生垣等  
南側田んぼ落差あり

西側柵あり・東側田んぼ落差あり

西側柵あり・東側田んぼ落差あり



柵と水路 蓋なし

北側田んぼ落差あり

Ichijoji  
• 一乗寺

他の場所より  
高い場所

阿蘇神社

坂の配注意  
西向がって上り坂



Oguma ES  
小熊小学校



下山区社務所

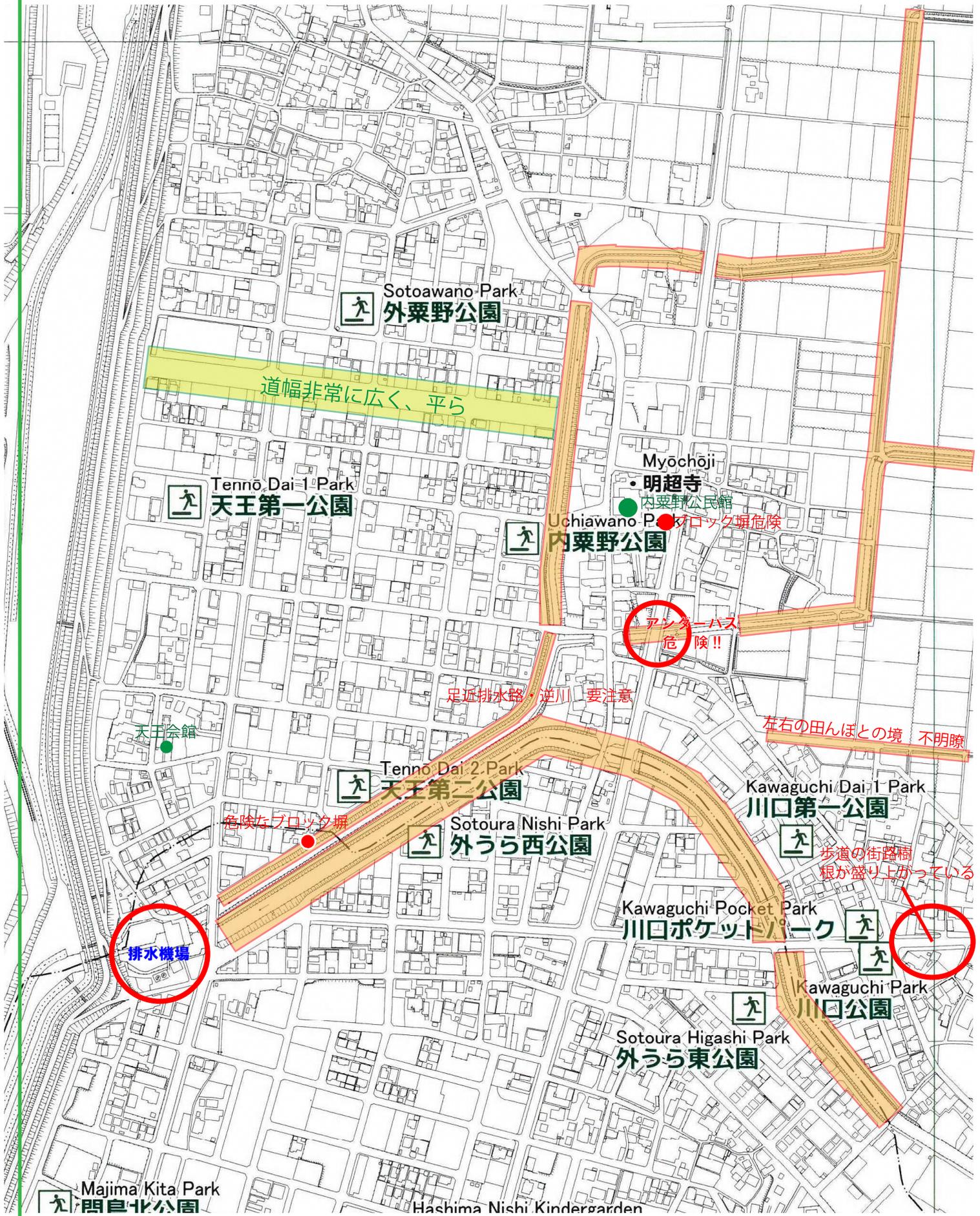
Oguma Community Center  
小熊コミュニティセンター



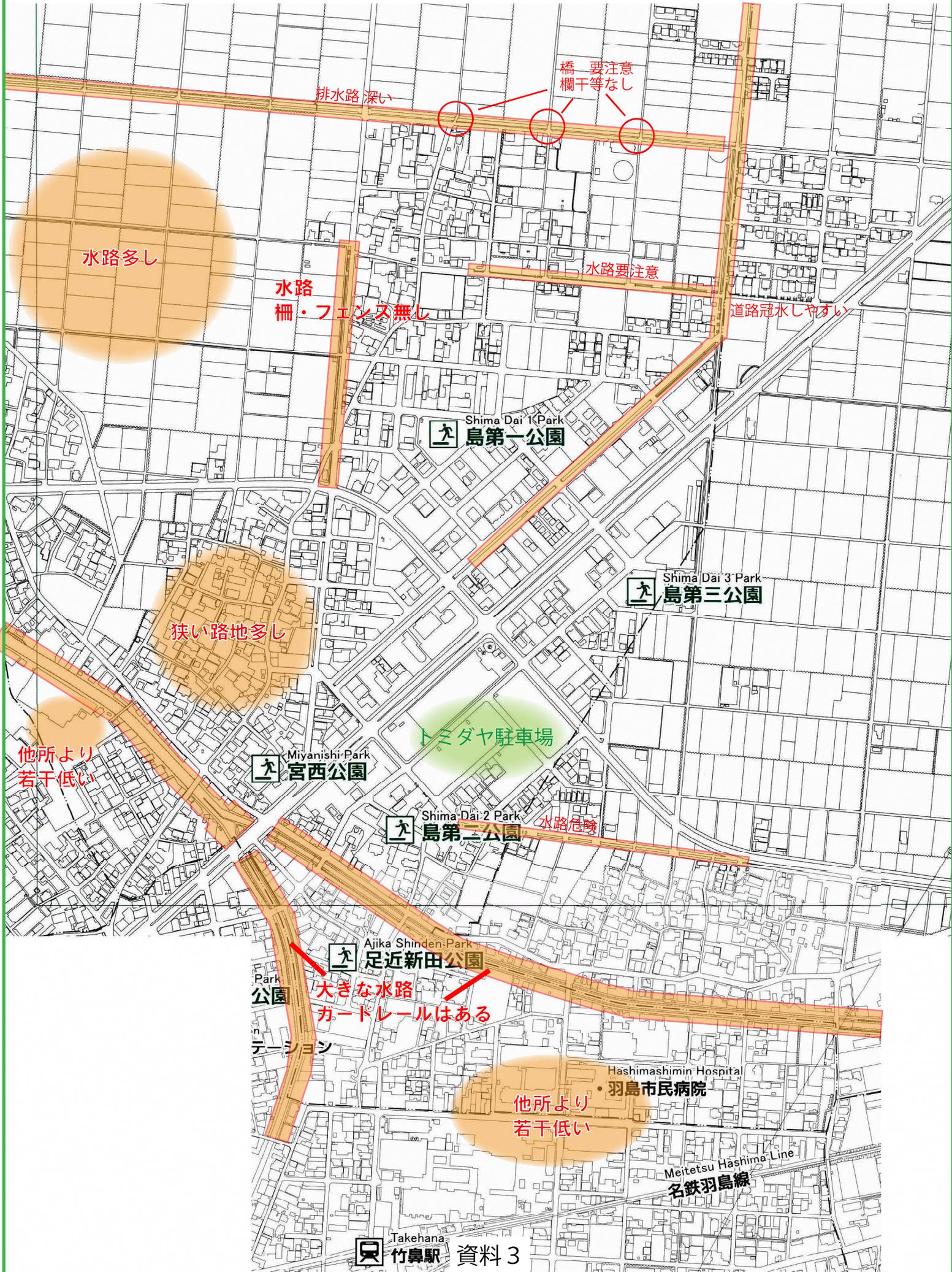
Shimoyama Sakura Park  
下山さくら公園

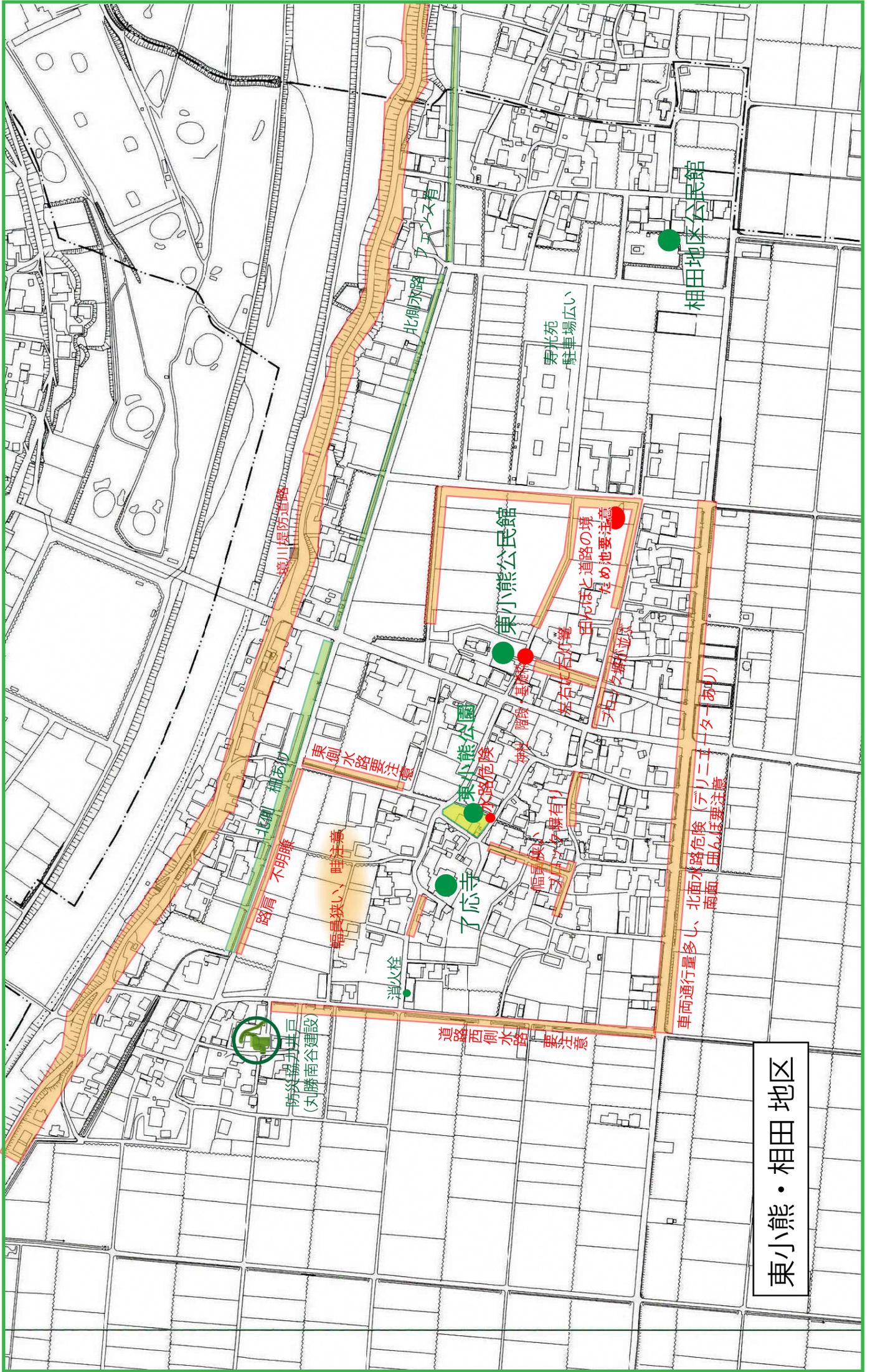
標高が下がっていく

天王・内栗野・外栗野・新栗野・川口 地区



島・新生・江頭 地区





東小熊・相田地区

指定避難所・指定緊急避難場所

種 別	施 設 名	想定される異常な現象	地図位置
指定避難所	小熊小学校体育館		①
指定緊急 避難場所	小熊小学校	地震、洪水、内水氾濫、火災	
	小熊コミュニティセンター	地震、洪水、内水氾濫、火災	②
	下山さくら公園	地震、火災	③
	外栗野公園	地震、火災	④
	内栗野公園	地震、火災	⑤
	天王第一公園	地震、火災	⑥
	天王第二公園	地震、火災	⑦
	川口第一公園	地震、火災	⑧
	川口公園	地震、火災	⑨
	川口ポケットパーク	地震、火災	⑩
	島第一公園	地震、火災	⑪
	島第二公園	地震、火災	⑫
	島第三公園	地震、火災	⑬
	宮西公園	地震、火災	⑭
	足近新田公園	地震、火災	⑮
	東小熊公園	地震、火災	⑯

※地図位置の番号は次ページの地図に記す番号

※住民単位で緊急時の一時避難場所として申し合わせている場所等一覧

自治組織名	防災拠点	一時避難場所(地震・大規模火災)			独自避難所
東 向	東向公民館	東向公民館			東向公民館
西 向	神明神社	神明神社			西向公民館
仲 山	阿蘇神社	阿蘇神社			
下 山	下山社務所	下山社務所			下山社務所
外栗野	外栗野公民館	外栗野公民館	外栗野公園		
内栗野	内栗野公民館	明超寺			
新栗野		内栗野公園			
天 王	天王会館				
川 口	川口公民館	川口公園			
島	島公民館	宮西公園	島第一公園	島第二公園	
江 頭	江頭公民館	江頭公民館			江頭公民館
東小熊	東小熊公民館	東小熊公民館	了応寺		東小熊公民館
相 田	相田公民館				相田公民館
新生町	新生町公民館	足近新田公園			

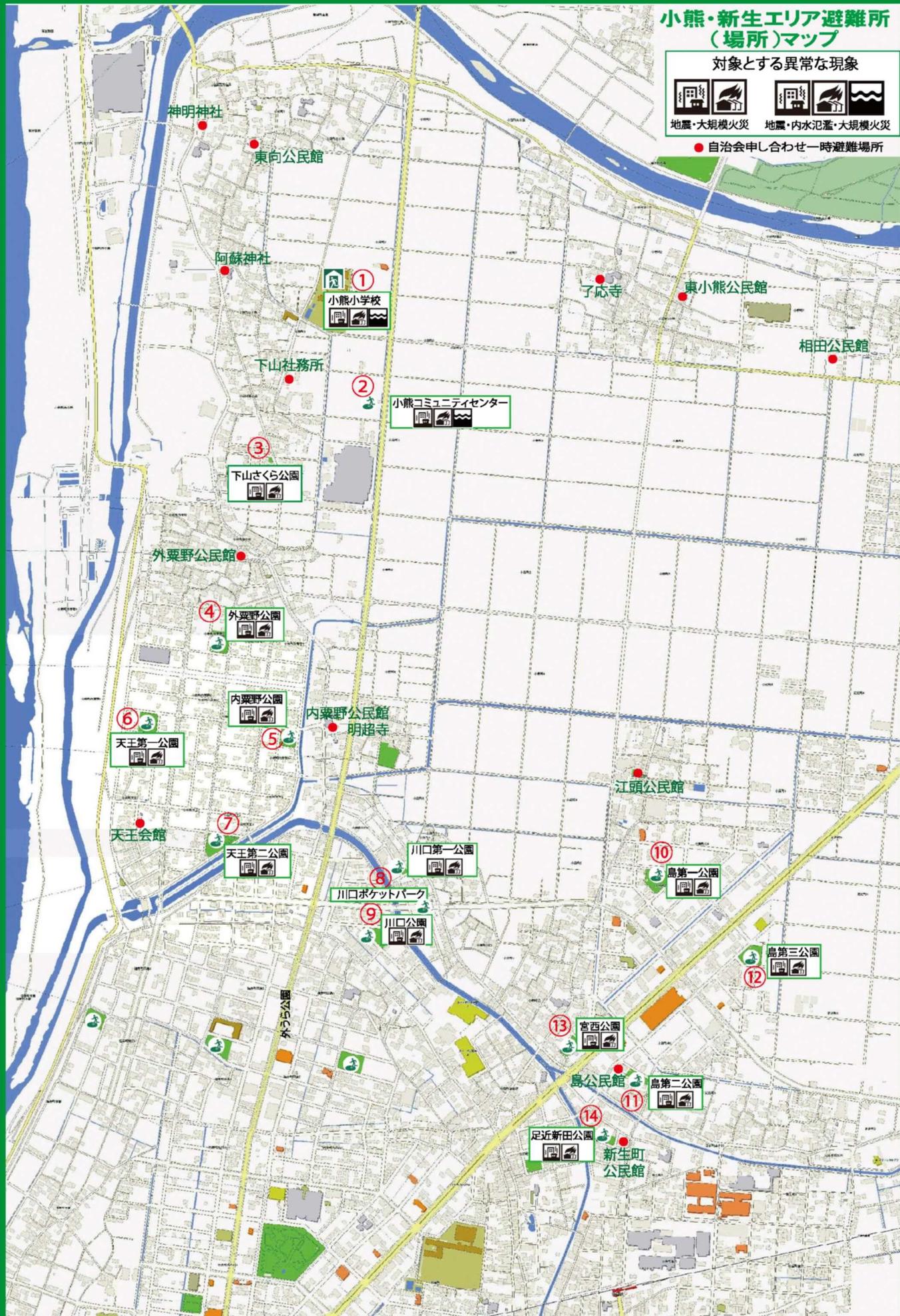
※防災拠点、一時避難場所は羽島市役所危機管理課へ毎年度ごとに届け出る

# 小熊・新生エリア避難所 (場所)マップ

対象とする異常な現象



● 自治会申し合わせ一時避難場所



資料6-地図

# 指定緊急避難場所

<b>1</b>	<b>羽島市立小熊小学校</b>	想定収容 人 員	4,337人
所在地	羽島市小熊町2-361-5	管理連絡先	391-3059
対象となる異常な現象			
			
施設概要	学校、体育館、駐車場 指定避難所、特設公衆電話		
<b>2</b>	<b>小熊コミュニティセンター</b>	想定収容 人 員	88人
所在地	羽島市小熊町3-397-2	管理連絡先	391-3096
対象となる異常な現象			
			
施設概要	集会室、和室、会議室 無線装備、駐車場		
<b>近隣</b>	<b>羽島市立竹鼻小学校</b>	想定収容 人 員	7,316人
所在地	羽島市竹鼻町1295-1	管理連絡先	392-3000
対象となる異常な現象			
<b>近隣</b>	<b>羽島市立足近小学校</b>	想定収容 人 員	4,613人
所在地	羽島市足近町7-66-1	管理連絡先	391-3348
対象となる異常な現象			
<b>近隣</b>	<b>羽島市立羽島中学校</b>	想定収容 人 員	9,614人
所在地	羽島市足近町7-455	管理連絡先	392-4433
対象となる異常な現象			

## 指定緊急避難場所

凡例	避難場所名称	所在地		
	現地の様子	想定収容人員	羽島市発表分	
		対象となる異常な現象のマークの意味		
		 地震	 大規模火災	
施設概要	避難場所の施設等の状況			
3	<b>下山さくら公園</b>	所在地	羽島市小熊町3-769-9	
		想定収容人員	33人	
		対象となる異常な現象		
		 		
施設概要	遊具			
4	<b>外栗野公園</b>	所在地	羽島市小熊町外栗野2-24	
		想定収容人員	535人	
		対象となる異常な現象		
		 		
施設概要	トイレ、街路灯、遊具、路上駐車			
5	<b>内栗野公園</b>	所在地	羽島市小熊町内栗野4-50	
		想定収容人員	563人	
		対象となる異常な現象		
		 		
施設概要	トイレ、街路灯、遊具、防災倉庫、路上駐車			
6	<b>天王第一公園</b>	所在地	羽島市内栗野1-46	
		想定収容人員	351人	
		対象となる異常な現象		
		 		
施設概要	簡易トイレ、街路灯、遊具、路上駐車			

## 指定緊急避難場所

7	<b>天王第二公園</b>	所在地	羽島市小熊町天王3-52
		想定収容人員	638人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		トイレ、街路灯、遊具、路上駐車	
8	<b>川口第一公園</b>	所在地	羽島市小熊町川口1-41
		想定収容人員	167人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		街路灯、遊具、水栓、路上駐車	
9	<b>川口公園</b>	所在地	羽島市小熊町川口前392
		想定収容人員	117人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		トイレ、街路灯、遊具、駐車場	
10	<b>川口ポケットパーク</b>	所在地	羽島市小熊町川口前394-4
		想定収容人員	21人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		神社敷地内(ポケットパーク)	
11	<b>島第一公園</b>	所在地	羽島市小熊町島3-70
		想定収容人員	1,479人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		トイレ、街路灯、水栓、路上駐車	

## 指定緊急避難場所

12	<b>島第二公園</b>	所在地	羽島市小熊町島1-112
		想定収容人員	192人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		トイレ、街路灯、遊具、駐車場、島公民館、防災倉庫	
13	<b>島第三公園</b>	所在地	羽島市小熊町島5-65
		想定収容人員	635人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		トイレ、街路灯、遊具、路上駐車	
14	<b>宮西公園</b>	所在地	羽島市小熊町島2-139
		想定収容人員	221人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		トイレ、街路灯、遊具、路上駐車	
15	<b>足近新田公園</b>	所在地	羽島市小熊町川口前394-4
		想定収容人員	171人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		トイレ、街路灯、遊具、路上駐車、新生町公民館	
16	<b>東小熊公園</b>	所在地	羽島市小熊町2-586-1
		想定収容人員	246人
		対象となる異常な現象	
		 	
施設概要		防火水槽、公園が完成直後でその他施設等は未整備	

小熊小学校体育館前防災備蓄倉庫内容物一覧表(令和5年1月現在)

品 目	数 量	賞味期限	品 目	数 量	賞味期限
クッキー	500食	R9.3月	アルファ米	1,000食	R5.7月
クッキー	500食	R10.3月	アルファ米	100食	R7.3月
水(500ml)	240本	R12.8月	白かゆ	100食	R7.2月
水(500ml)	120本	R14.3月	白かゆ	100食	R8.1月
水(500ml)	240本	R13.2月	ソフトパン	600食	R8.2月
品 目	数 量	備 考	品 目	数 量	備 考
避難所開設セット	1式		炊き出しセット	1式	
感染症対策キット	1箱		コードリール	2個	
段ボールベッド	4台		ドームテント	5張	
毛布	60枚		男子用簡易トイレ	3基	
毛布(アル転写)	150枚		仮設トイレ	2基	
パーティション	18張	WT120	簡易トイレ	14個	
パーティション	7張	WT180	凝固剤	6,200個	
投光器	2基		トイレ用テント	12張	
投光器(ハルーン)	1基		携帯用充電器	1個	
投光器(LED)	2基		特設公衆電話	3台	
発電機(投光器用)	1台	YAMMER	ビブス	30枚	
発電機(中型)	2台	HONDA	防護服	100枚	
井戸用発電機	1台	HONDA	フェイスシールド	50枚	
井戸ポンプ	1台		マスク	200枚	
リヤカー	1台		手袋(M)	100枚	
ブルーシート	20枚		手袋(L)	100枚	
携行缶	1個		ガソリン缶(1ℓ)	28本	
バール	19本		ハンマー	4本	
ツルハシ	8本		斧	2本	
トビロ	7本		のこぎり	10本	
切断具	2本		スコップ	4本	

※防災倉庫以外に体育館2階に

パーティション 24基 ポリ袋 600枚 大人用おむつ 144枚 子供用おむつ 424枚  
生理用品 288個 おしり拭き 960枚